

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年9月30日

島根県江津警察署長 山 本 達 也

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
江津警察署庁舎エレベーター設備保守点検業務委託
- (2) 仕様等
入札説明書による
- (3) 履行期間
令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所
島根県江津市江津町1016-48 江津警察署庁舎

2 入札方法

- (1) この案件は電子入札対象案件とする。入札書は島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、江津警察署長の承認を得て書面で行うことができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 庁舎の管理に関する業務及び電気供業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第1条第10号庁舎の昇降機保守点検業務の競争入札参加資格を有する者で、同第5条の規定により入札参加資格の認定を受け、

入札参加資格者名簿の許可業種「昇降機保守点検」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う庁舎の清掃、警備業務等委託の入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) エレベーター保守点検業務が確実に履行できる者であること。
- (8) 速やかに障害対応できる者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、江津警察署長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年10月14日正午までに入札説明書に定める入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間
令和8年10月22日午前9時から令和8年10月23日午後4時まで
- (2) 書面による入札（やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合）の日時及び場所等
 - ア 日時
令和8年10月23日 午後4時
 - イ 場所
江津市江津町1016-48 江津警察署総務課会計係
- (3) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和8年10月26日 午前11時
 - イ 場所
江津市江津町1016-48 江津警察署

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年10月14日までの間、電子調達システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は次により交付する。

- (1) 交付期間
本公告の日から令和8年10月14日までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (2) 交付場所
江津市江津町1016-48 江津警察署総務課会計係

7 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

認めない。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

作成を要す

(9) 不当介入への対応

この入札に参加を希望する者が、入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、江津警察署に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるとき、江津警察署長は注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は入札説明書による。